

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術（ICT）などを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。



ベトナム「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」サイゴン川渡河トンネルに向かう
(写真提供：佐藤浩治/JICA)

カンボジア

「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」 技術協力プロジェクト（2010年4月～2012年3月）

カンボジアでは、インフラの整備を通じて一層の経済成長を実現するため、運輸交通インフラのさらなる整備が課題となっています。一方で、開発を進める上での環境社会面に適切に配慮することも重要です。とりわけ新規道路の建設や既存道路の車線数増加に伴い住民移転が必要となる場合、基本的人権の尊重、情報の透明性などについて適切な配慮が求められます。多くの開発ニーズを抱えるカンボジアでは、今後、住民移転局（経済財政省）が中央省庁、州、市が実施する公共事業の住民移転への対応を一元的に担う予定となっており、当局の能力向上は差し迫った取組課題です。日本はこの課題解決に貢献するため、日本人専門家を派遣し、住民移転に係る政策立案を担う職員の能力向上、実施細則等の整備および実施体制強化を支援するためのプロジェクトを積極的に実施しています。これらの取組により、持続可能な形で開発が適切に進められることが期待されています。



視聴覚機材を入れて住民説明会もわかりやすとした
(写真提供：JICA)

(2) 情報通信技術 (ICT)

ICT^{*注20}の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも貢

献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。便利さとサービスが向上することで市民社会がより強化されるためにも非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本はすべての人々の生活の質を向上させるため、地域・国家間に存在するICTの格差を解消できるよう、積極的に支援しています。具体的には、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築およびそのための法整備や人材の育成といった分野が中心です。同時に日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式の海外普及活動など、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。



エクアドルでシスターにコンピューターの使い方を指導する青年海外協力隊員(写真提供:高橋秋人)

用語解説

* 情報通信技術 (ICT)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

ブータン

「国営放送能力強化プロジェクト」 技術協力プロジェクト(2007年9月～2010年9月)

ブータン政府は、進行する地域間の情報格差の緩和を目指し、ブータン国営放送局の機能の強化、的確な情報の提供と一般大衆の教育水準の向上に取り組んでいました。こうした状況を受け、日本は2007年9月から同国に番組制作の専門家を派遣し、普及啓発活動のためのデジタルビデオ教材の作成およびデジタル放送技術の研修を実施し、職員の番組作成能力の向上やマネジメント能力の強化に貢献してきました。こうした取組により、同国では、質の高い番組を全国放送することが可能になり、情報の地域格差が緩和され、国民に対して広域的な情報の提供が実現されるようになりました。



下院国会議事堂で撮影中のブータン国営放送局スタッフ(写真提供:JICA)

注20：情報通信技術 ICT:Information and Communication Technology

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国

では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、ODAやそれ以外の公的資金(OOF)^{*注21}を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」^{*}においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)^{注22}により、特に後発開発途上国(LDCs)^{*注23}諸国に対しては無税無

枠措置^{*}をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)^{*注24}を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化によって開発途上国が経済成長できるよう支援しています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構

(OECD)をはじめとする様々な国際会議(フォーラム)において「貿易のための援助(AfT)」^{*注25}に関する議論が活発になっています。日本は、2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへ支援することなどを柱とした「開発イニシアティブ2009」^{*}という独自の貢献策を発表しました。これは、2009年から2011年の3年間で4万人の専門家を派遣し、研修員を受け入れるなどの技術協力を含むもので、多くの国から高い評価を得ました。現在、このプロジェク



スイスで行われた第3回WTO「貿易のための援助(AfT)」グローバル・レビュー閣僚級会合に出席し、ラミーWTO事務局長と会談する高橋千秋外務副大臣



ジブチで家政学校卒業の女性たちにビーズ細工を教える青年海外協力隊員。できた製品をお土産として日本の自衛隊などに販売している(写真提供:玉井誠子)

注21：ODA以外の公的資金 OOF:Other Official Flows
注22：一般特恵関税制度 GSP:Generalized System of Preferences
注23：後発開発途上国 LDCs:Least Developed Countries
注24：経済連携協定 EPA:Economic Partnership Agreement
注25：貿易のための援助 AfT:Aid for Trade

トは、着実に進められています。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や発電所・送電網などの建設事業への資金の供与や税関職員の教育などの貿易関連分野における技術協力が挙げられます。さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

また、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発援助の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2011年7月のWTO第3回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、日本の開発援助の成功事例など専門家会合での議論の成果を、世界の他の地域に紹介し、参加国から好評を得ました。



シニアボランティアの指導の下、グアテマラで伝統的な織物を織るマヤ系住民
(写真提供：村岡貞夫)

用語解説

*** ODA以外の公的資金 (OOF)**

公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。

*** 後発開発途上国 (LDCs)**

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。1人当たり国民総所得 (GNI) 905ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ33か国、アジア9か国、大洋州5か国、中南米1か国の48か国。

*** 経済連携協定 (EPA)**

特定の国または地域の間で、関税の撤廃や物品およびサービス貿易の自由化などを定めた自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動や投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野での経済協定。

*** 一村一品キャンペーン**

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

*** ドーハ・ラウンド交渉 (ドーハ開発アジェンダ)**

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。

*** 無税無枠措置**

後発開発途上国 (LDCs) から先進国への輸出に関しては、関税や数量制限などの障壁を無くした、先進国による措置。これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから先進国への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。(2011年11月時点)

*** 貿易のための援助 (Aft)**

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行っている。

*** 開発イニシアティブ**

貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産 (競争力のある製品を生産する能力の向上)、②流通・販売 (流通インフラを含む国内外の物流体制の整備)、③購入 (市場の開拓) という3つの要素を柱とする。これら3つの局面に、「知識・技術」「資金」「人」「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

ウクライナ

「ウクライナ日本センタープロジェクト」 技術協力プロジェクト(2006年5月～2011年5月)

1991年にソビエト連邦から独立したウクライナでは、市場経済に移行する過程でこの新しい考え方の導入・定着・発展を担う人材が欠如しており、そうした人材の育成が課題となっていました。このような課題の解決に向けて、日本はウクライナの経済発展に貢献する人材を育成し、様々な分野における両国の協力を促進する「拠点」として、「ウクライナ日本センター」の体制整備を行いました。同センターでは、①ビジネス人材育成(経営管理コース、貿易投資関連セミナー、産学官連携等)、②日本語教育、③相互理解促進事業(日本文化紹介等)の3つを軸に、多岐にわたる活動を行っています。こうした取組により、日本発の管理手法が政府や企業で採用されたほか、「広島・長崎平和講座」が大学のカリキュラムに採用されるなどの成果につながりました。また、政財界間や一般の国民とのネットワークが形成されたほか、両国国民間の相互理解が深まりました。同センターは、日本の「顔の見える援助」として、ウクライナ国民に広く浸透していて、日本との交流の拠点となっています。



日本人専門家によるビジネスセミナー(写真提供:ウクライナ日本センター)

インド

「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」 技術協力プロジェクト(2007年8月～実施中)

2007年8月、インドの製造業が変革を模索していた時期に、日本の「ものづくり」技術を伝え、インド流の製造業手法を開発し、インドの製造業界を強化することを目的として、このプロジェクトは始まりました。インドでは前例がなかった産・官・学(産業界・政府・学术界)の協同体制の下で、参加する各企業内の職位レベル別に4つのコースが運営され、これまでに400名以上が必要課程を修了し、その後インドの製造業界で活躍しています。日本から派遣されたチーフアドバイザーと専門家の献身的な指導によって、参加者は製造業手法のみならず、日本型の労働規律も学び、製造業におけるリーダーへと育っています。また、本プロジェクト修了者たちは、簡易型冷蔵庫「チョットクール」や、顧客である農民と共に水中ポンプを開発するなど、製造業界に影響を与える製品を生み出してきました。本プロジェクトは当初2010年8月に終了予定となっていました。インド側が持続的かつ自律的に事業を実施していくことができるよう、日・インド間で2013年3月まで延長することに合意しました。



上級経営幹部コースの日本での研修(写真提供:JICA)

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改革

し、行政を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上するなどの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案や制度整備への支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、これは「パッケージ型インフラ海外展開」（43ページ用語解説参照）をはじめとする新成長戦略（43ページ用語解説参照）の実現に向けた、制度的な基盤を整えるための重要な取組となります。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーによるものであり、アジアの成長力の強化を下支えするものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のための支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{注26}を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを实

施しています。

また、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善も支援しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。



ブラジル「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」サンパウロの交番でブラジル人所長に日本の経験をもとに改善点をアドバイスする日本人専門家（写真提供：久野真一/JICA）

注26：国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

タイ

「自治体間協力による公共サービス提供能力向上プロジェクト」
技術協力プロジェクト(2010年2月～実施中)

タイでは、1997年には憲法に地方分権化推進が明記されるようになりました。しかし公共サービスの担い手である基礎自治体の規模が小さいことから、現状では地方分権の進展に伴って求められるサービス水準に対応できていません。このため、自治体同士が連携することで、効率的に公共サービスを提供することが求められています。このプロジェクトは、たとえば県レベルのより上位の自治体が市町村レベルの基礎自治体を支援することが重要だという点に着目して取組を進め、そこで得られた知識や経験を共有することで、さらに効率的な公共サービスを提供するための技術移転を目指しています。この取組によって、人々の生活の根幹を支える基礎自治体のサービス提供能力が向上し、タイの一層の発展に寄与することが期待されています。



隣接自治体による共同事業(かんがい水路の水草の撤去作業)を視察する日本人専門家(写真提供:JICA)

(5)文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興・復興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、その国の人々の誇りであるばかりでなく、観光資源として周辺住民の社会の発展に有効に活用できます。しかし、開発途上国には、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守るための支援は、人々の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は開発途上国のみならず、国際社会全体で取り組むべき課題でもあります。



グアテマラのティカル遺跡

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、これまで開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして日本の文化無償資金協力で整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本

の顔」をアピールするとの観点から、日本語教育、日本武道などの分野の支援にも力を入れてきました。

2010年度には、タンザニア、カンボジア、ホンジュラス、グアテマラの遺産・遺跡に関連した観光・教育施設の整備のための支援を行いました。この支援はこれらの国々の人々が貴重な遺産・遺跡に親しむ機会を提供するとともに、観光産業を通じた経済社会開発への貢献を目的とするものです。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、多民族で構成されている民族音楽演奏を通して、国内の民族融和・平和

活動に貢献している「サラエボ交響楽団」に対し、楽器整備支援を行っています。また、異なる民族の若者同士の衝突がきっかけで情勢不安が続くキルギスに対しては、大学に語学、音楽教育分野での支援を行い、「平和の定着」に貢献することを目指しています。このほかにも、アルゼンチン、スリランカ、ラオス、ベナン、ギニアビサウ、トンガのテレビ局に対する番組制作・放送分野の支援、エチオピア、ブラジル、コスタリカ、ウクライナでの日本語教育分野の支援などを行っています。

また、日本は国連教育科学文化機関(UNESCO)に

設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、国際専門家の派遣や、ワークショップ(参加型の講習会)の開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。ほかにも、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存などの事業に対し支援しています。



ボスニア・ヘルツェゴビナ「サラエボ交響楽団楽器整備計画」国立劇場内での全体練習の様子(写真提供: JICA)



ニジェールで柔道の指導をする青年海外協力隊員(写真提供: 玉井誠子)

用語解説

＊文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みにより実施している。

トルコ

「カマン・カレホック考古学博物館建設計画」
一般文化無償資金協力(2007年6月～2009年4月)

トルコ中央部、東西南北文明交流の交差点の地に位置するカマン・カレホック遺跡からの出土品を保管・展示する「カマン・カレホック考古学博物館」を、一般文化無償資金協力を通じて建設しました。2010年7月には、その開館式典が「2010年トルコにおける日本年」の行事として盛大に行われました。この遺跡では、1985年より日本の(財)中近東文化センターが発掘調査に取り組んでいます。博物館には、この1年間で4万人以上の人々が訪れ、地元市民・子ども向けの遺跡・考古学に関する授業や研究者向けの研修などの教育的取組も進められています。また、トルコ政府による近隣の道路整備など、観光客誘致に向けた取組も開始されており、地域への経済・社会効果も期待されるほか、多数のメディアでも取り上げられるなど、親日感情を培うことや二国間交流の進展への効果も見込まれています。



博物館内部の様子(写真提供: (財)中近東文化センター付属アナトリア考古学研究所)